相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県三郷市早稲田七丁目三六番地三、最後の住所埼玉県吉川市きよみ野四丁目一番地二ゼファーきよみ野グリーンアヴェニューB―三〇七　被相続人　亡　秋場　貴之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

東京都港区西新橋一丁目五番一四号信栄堂ビル七階あきつ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市大字感田二二三三番地一一、最後の住所兵庫県西宮市山口町名来一丁目一五番二四―一〇二号　被相続人　亡　前田　征則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

横浜市中区太田町一丁目九番地神奈川県興業ビル四階　相続財産管理人　瀬古　宜春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市中原区木月二丁目一六六六番地、最後の住所川崎市中原区木月二丁目二二番二二号　被相続人　亡　小倉　忠悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

川崎市中原区小杉町一―四〇三―五〇五小杉ビルディング新館

相続財産管理人　弁護士　熊谷　剛英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区潮田町一丁目六二番地、最後の住所神奈川県藤沢市鵠沼一五五九番地藤沢特別養護老人ホーム　被相続人　亡　小無田マツノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

神奈川県鎌倉市今泉台七丁目一五番四号

相続財産管理人　松田　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市港町四三番地、最後の住所富山県射水市放生津町七番九号　被相続人　亡　京谷　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

富山市堀端町二番二号

相続財産管理人　山本　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東筑摩郡山形村二九四六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小口　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

事務所長野県松本市白板一丁目九番四三号

相続財産管理人　司法書士　古川　静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字雨宮二四二二番地二一、最後の住所長野県千曲市大字稲荷山一八三四番地七　被相続人　亡　星野　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

事務所長野県千曲市大字粟佐一二九五番地七　相続財産管理人　和田　誠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市上加納一三四三番戸吉田常助同居、最後の住所岐阜県岐阜市上加納一三四三番戸　被相続人　亡　岩田　ゑげ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

岐阜県関市武芸川町字多院六一一番地三

相続財産管理人　塚原　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市岡宮六七四番地二、最後の住所静岡県沼津市岡宮一三〇番地の三　被相続人　亡　江藤　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

静岡県沼津市御幸町二〇番二号御幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　原田　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東海市加木屋町小家ノ脇五番地二三一、最後の住所愛知県東海市加木屋町小家ノ脇七番地の五　被相続人　亡　佐藤　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一〇番一九号市川ビル五階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市荒井町小松原四丁目一四三番地の四、最後の住所大阪府大阪市港区田中二丁目三番七号　被相続人　亡　小林　保夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十五日

大阪府大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル八階　小松法律特許事務所

相続財産管理人弁護士　井口喜久治

第20期決算公告

平成23年4月25日

秋田県秋田市茨島五丁目14番3号

ジャパンスーパークォーツ株式会社

代表取締役　山崎　眞介

貸借対照表の要旨（平成23年1月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,347	流動負債	1,369
固定資産	4,604	固定負債	201
		負債合計	**1,570**
		株主資本	10,381
		資本金	300
		資本剰余金	10,081
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	10,006
		（うち当期純利益）	（826）
		純資産合計	**10,381**
資産合計	11,951	**負債・純資産合計**	**11,951**